

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和3年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	4800.78	5111.68	4788.68	4886.86	4730.60	4597.36	4689.20					
残滓搬出量	794	713	607	578	723	562	510					

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	25	12	8	22	28	22	23					
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	894	901	908	910	899	908	900				
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	211	215	206	214	210	204	211				
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	4	5	4	5	4	5	6				
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置				

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	20	31	30	14	19	13	25					
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	899	887	890	896	892	889	889				
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	209	211	211	209	210	211	211				
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	4	2	3	3	3	4	6				
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置				

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月6日	5月11日	8月20日				
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			4月28日	6月2日	9月10日				
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	-	-				
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m <sup>3</sup> N	0.002 未満	0.002 未満	0.002			大気汚染防止法	
硫黄酸化物	8.65	m <sup>3</sup> N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満			大気汚染防止法	
塩化水素	122	ppm	8 未満	9 未満	8 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例	
窒素酸化物	250	ppm	46	87	79			大気汚染防止法	
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例	
銅及びその化合物	28.95	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例	
鉛及びその化合物	5.79	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例	
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	-	-	-			ダイオキシン類対策特別措置法	

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月6日	5月11日	8月5日				
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			4月28日	6月2日	8月30日				
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	6月15日	9月13日				
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m <sup>3</sup> N	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満			大気汚染防止法	
硫黄酸化物	8.65	m <sup>3</sup> N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満			大気汚染防止法	
塩化水素	122	ppm	7 未満	6 未満	6 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例	
窒素酸化物	250	ppm	75	75	51			大気汚染防止法	
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例	
銅及びその化合物	28.95	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例	
鉛及びその化合物	5.79	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満			大阪府生活環境の保全等に関する条例	
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	-	0.076	0.085			ダイオキシン類対策特別措置法	

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。